

厚生労働省 三重労働局発表
平成 30 年 9 月 28 日(金)
午前 8 時 30 分 解禁

担 当	厚生労働省三重労働局職業安定部	
	職業安定課長	田中 秀治
	職業安定課長補佐	富山 晃伸
	地方労働市場情報官	吉原 健一
	電話	059-226-2305

報道関係者 各位

三重県の一般職業紹介状況

《平成 30 年 8 月内容》

○ 有効求人倍率（季節調整値）は 1.72 倍で、前月を 0.03 ポイント上回る。

全国の有効求人倍率は 1.63 倍。三重の順位は全国第 13 位。

就業地別有効求人倍率（季節調整値）は 1.97 倍で、前月を 0.02 ポイント上回る。三重の順位は全国第 4 位。

○ 新規求人倍率（季節調整値）は 2.38 倍で、前月を 0.01 ポイント上回る。

就業地別新規求人倍率（季節調整値）は 2.80 倍で、前月を 0.13 ポイント上回る。

○ 県内の雇用情勢は、着実に改善が進んでいる。

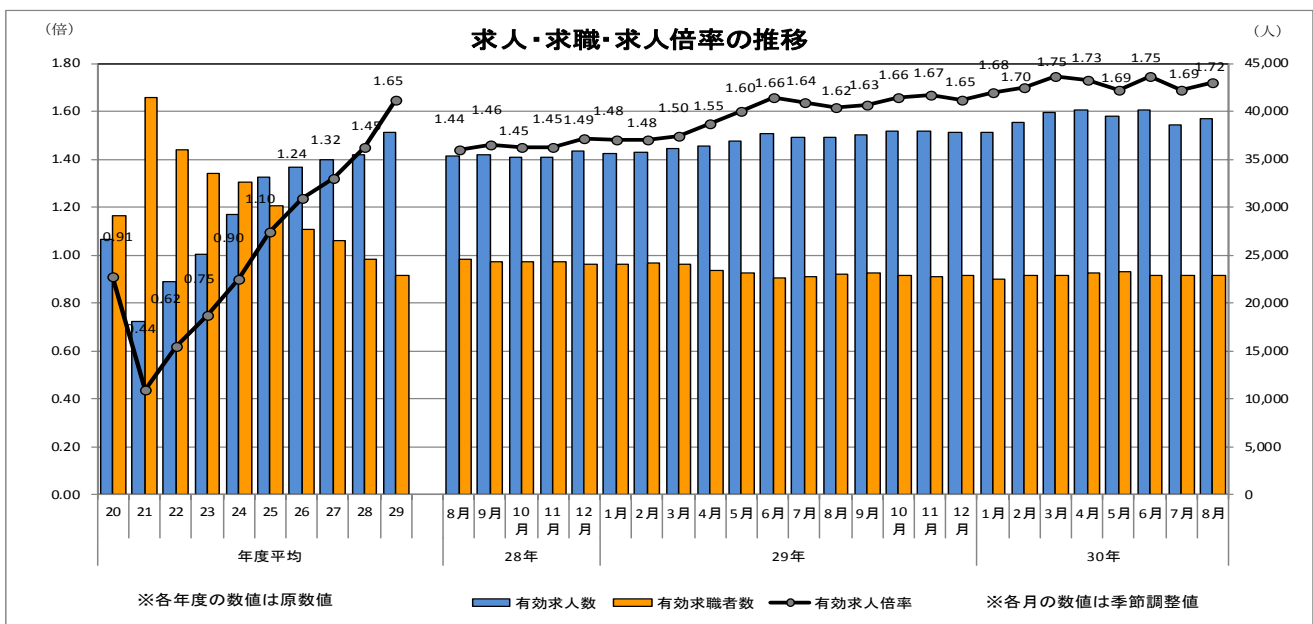
※ 有効求人数（季節調整値）は 2 か月ぶりに増加、有効求職者数（同）については 3 か月ぶりに増加となった。有効求人倍率（季節調整値）は 1.72 倍と前月を 0.03 ポイント上回り、引き続き高水準で推移するなど、県内の雇用情勢は着実に改善が進んでいる。

※就業地別求人倍率とは、三重県内を就業地とする求人数を用いて算出した求人倍率。

《概要》

○ 有効求人数（季節調整値）は 39,247 人で前月に比べ+1.5%、591 人増加、有効求職者数（季節調整値）は 22,856 人で同+0.1%、16 人増加し、有効求人倍率は 1.72 倍と前月を 0.03 ポイント上回った。

○ 新規求人数（季節調整値）は 13,340 人で前月に比べ+1.8%、232 人増加、新規求職者数（季節調整値）は 5,606 人で同+1.5%、83 人増加し、新規求人倍率は 2.38 倍となり、前月を 0.01 ポイント上回った。



○ **正社員有効求人倍率（原数値）は1.14倍で、前年同月（1.04倍）を0.10ポイント上回った。**
 正社員有効求人数が増加、有効求職者数は減少し、有効求人倍率は前年同月を上回った。
 全国の正社員有効求人倍率（原数値）は1.13倍。

○ **新規求人数（原数値）は13,303人で、前年同月より5.8%（726人）増加し、13か月連続の増加。**

○ **パートを除く一般の新規求人数は7,630人で、前年同月より1.4%（103人）増加し、13か月連続の増加。**

パートの新規求人数は5,673人で、前年同月より12.3%（623人）増加し、13か月連続の増加。

○ **有効求人数（原数値）は38,870人で、前年同月より5.2%（1,917人）増加し、29か月連続の増加。**

○ **新規求職申込件数（原数値）は5,462件で、前年同月より3.8%（215人）減少、2か月ぶりに減少。**

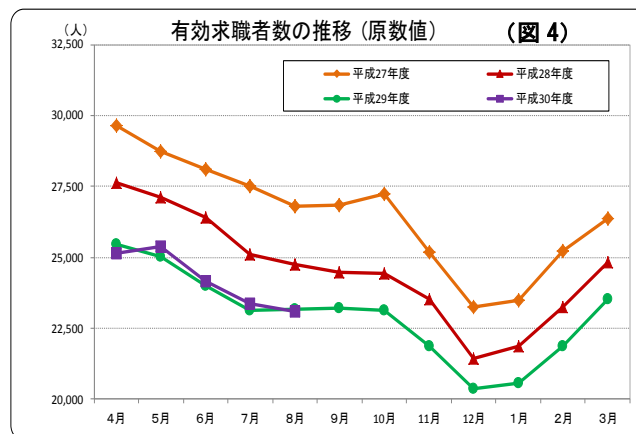
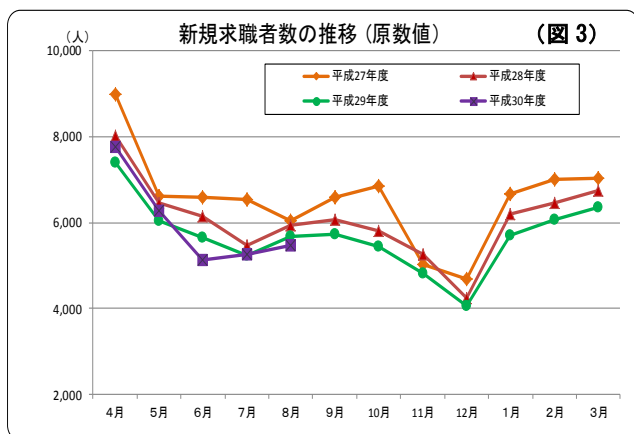
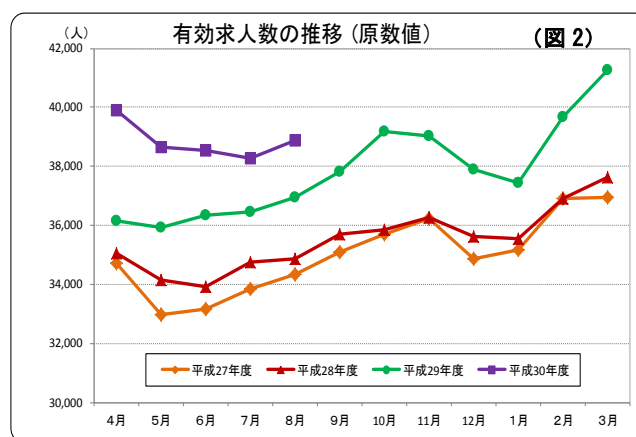
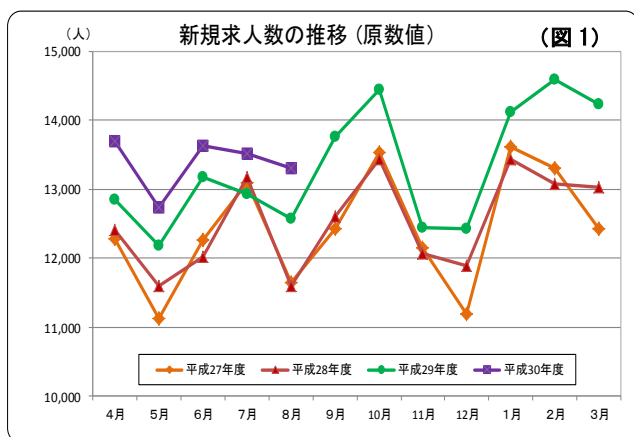
○ **有効求職者数（原数値）は23,080人で、前年同月より0.4%（91人）減少、4か月ぶりの減少。**

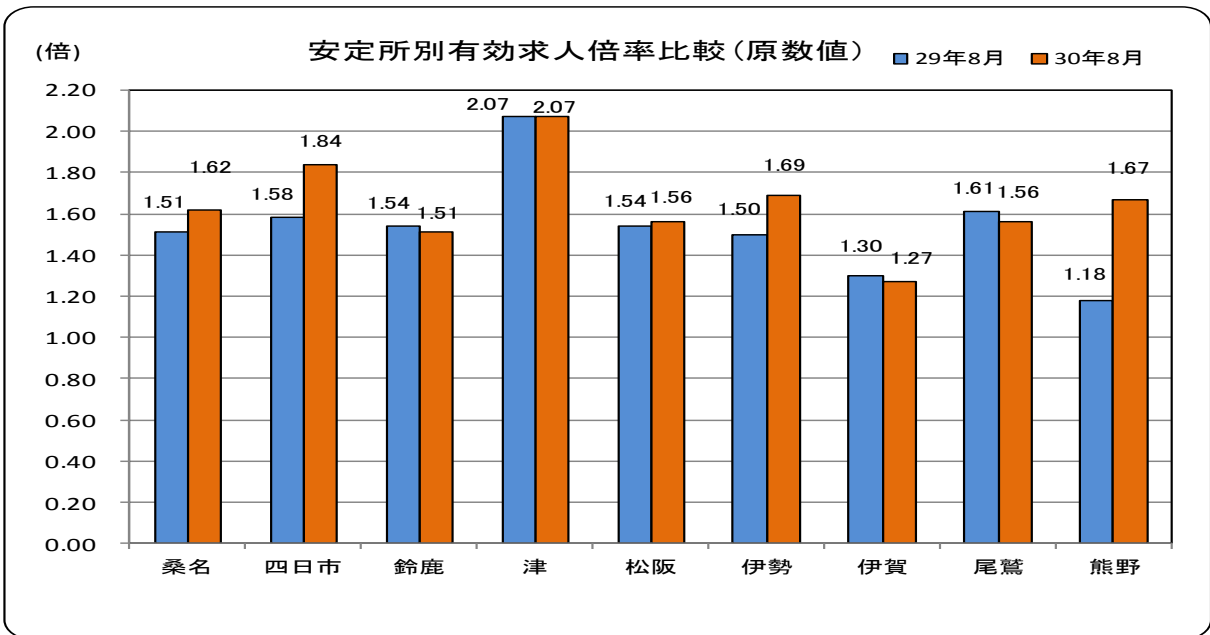
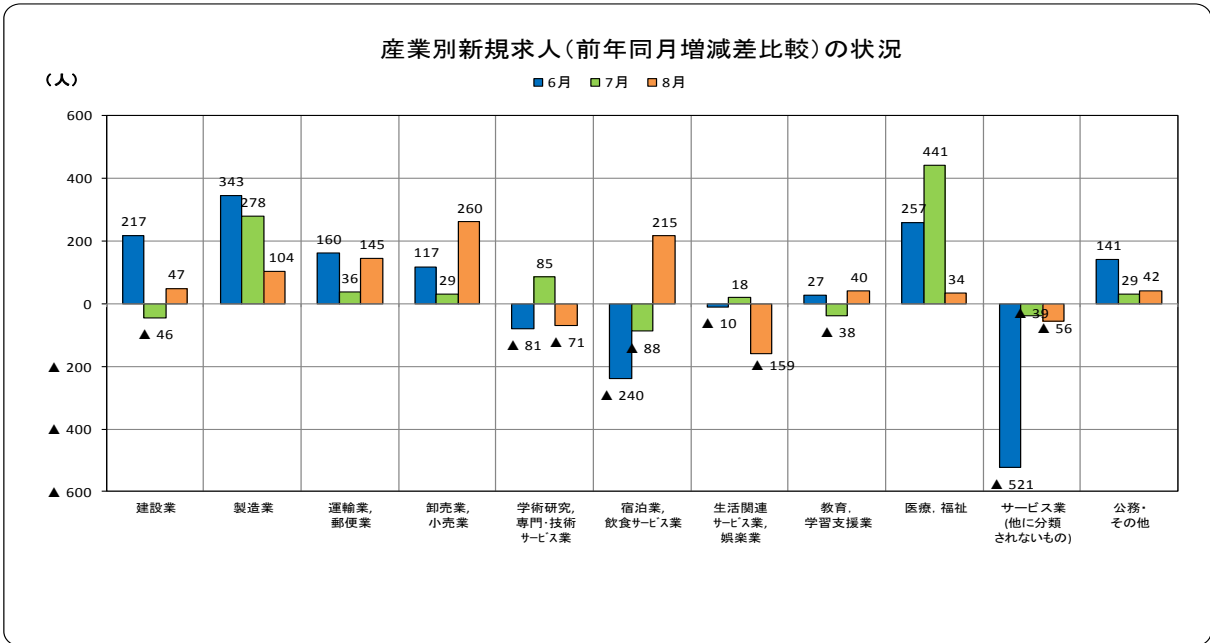
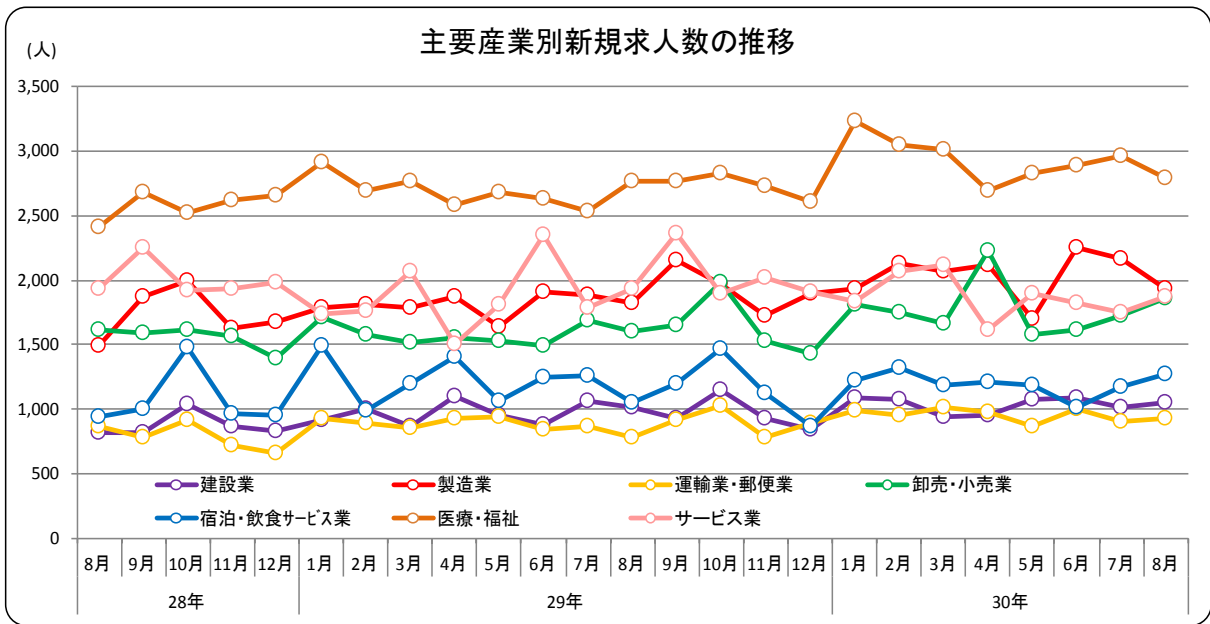
○ **新規常用求職者5,359人（パートタイムを含む）の態様別状況（前年同月比）**

※ ▲4.7%（2か月ぶりに減少）

「在職者」は1,577人（▲6.7%）で2か月ぶりに減少、「無業者」は446人（▲23.0%）で21か月連続の減少、「離職者」は3,336人（▲0.5%）で2か月ぶりに減少。

離職者の内訳をみると「事業主都合離職者」は830人（+12.8%）で3か月ぶりの増加、「自己都合離職者」は2,297人（▲3.5%）で2か月ぶりに減少、「定年退職者」は144人（+1.4%）の5か月連続で増加。





(表1) 産業別新規求人の状況 (パートを含む全数)

三重労働局計

産 業	30年8月	前年同月	対前年同月		前月
			増減率	増減差	
AB 農 業 , 林 業 , 漁 業	119	68	75.0	51	103
C 鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業	60	12	400.0	48	6
D 建 設 業	1,054	1,007	4.7	47	1,017
E 製 造 業	1,932	1,828	5.7	104	2,162
09 食 料 品	304	250	21.6	54	392
10 飲 料 ・ た ば こ ・ 飼 料	14	17	▲ 17.6	▲ 3	19
11 織 維 工 業	45	43	4.7	2	62
12 木 材 ・ 木 製 品	40	17	135.3	23	20
13 家 具 ・ 装 備 品	20	37	▲ 45.9	▲ 17	24
14 パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品	18	32	▲ 43.8	▲ 14	23
15 印 刷 ・ 同 関 連 業	29	27	7.4	2	12
16 化 学 工 業	98	97	1.0	1	90
17 石 油 製 品 ・ 石 炭 製 品	3	4	▲ 25.0	▲ 1	6
18 プ ラ ス チ ッ ク 製 品	134	119	12.6	15	120
19 ゴ ム 製 品	96	28	242.9	68	48
21 窯 業 ・ 土 石 製 品	60	68	▲ 11.8	▲ 8	64
22 鉄 鋼 業	22	51	▲ 56.9	▲ 29	49
23 非 鉄 金 属	45	11	309.1	34	25
24 金 属 製 品	177	145	22.1	32	164
25 は ん 用 機 械 器 具	116	122	▲ 4.9	▲ 6	131
26 生 産 用 機 械 器 具	157	220	▲ 28.6	▲ 63	189
27 業 務 用 機 械 器 具	31	26	19.2	5	38
28 電 子 部 品 ・ デ バ イ ス ・ 電 子 回 路	124	98	26.5	26	64
29 電 気 機 械 器 具	97	129	▲ 24.8	▲ 32	174
30 情 報 通 信 機 械 器 具	8	4	100.0	4	9
31 輸 送 用 機 械 器 具	267	270	▲ 1.1	▲ 3	361
20,32 そ の 他 の 製 造 業	27	13	107.7	14	78
F 電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	13	16	▲ 18.8	▲ 3	17
G 情 報 通 信 業	95	103	▲ 7.8	▲ 8	50
H 運 輸 業 , 郵 便 業	926	781	18.6	145	901
I 卸 売 業 , 小 売 業	1,861	1,601	16.2	260	1,723
(50~55 卸 売 業)	276	328	▲ 15.9	▲ 52	306
(56~61 小 売 業)	1,585	1,273	24.5	312	1,417
J 金 融 業 , 保 険 業	109	104	4.8	5	92
K 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	134	117	14.5	17	115
L 学 術 研 究 , 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	218	289	▲ 24.6	▲ 71	243
M 宿 泊 業 , 飲 食 サ ー ビ ス 業	1,268	1,053	20.4	215	1,174
N 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 , 娯 楽 業	361	520	▲ 30.6	▲ 159	776
O 教 育 , 学 習 支 援 業	184	144	27.8	40	117
P 医 療 , 福 祉	2,798	2,764	1.2	34	2,971
(83 医 療 業)	1,091	905	20.6	186	919
(85 社 会 保 険 ・ 社 会 福 祉 ・ 介 護 事 業)	1,699	1,855	▲ 8.4	▲ 156	2,049
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	71	56	26.8	15	85
R サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	1,872	1,928	▲ 2.9	▲ 56	1,749
(91 職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業)	1,010	1,147	▲ 11.9	▲ 137	864
ST 公 務 ・ そ の 他	228	186	22.6	42	215
合 計	13,303	12,577	5.8	726	13,516

【参考】用語の説明

職業紹介関係

一般関係

① 就業形態、雇用期間及び雇用形態関係

- 一般常用及び臨時・季節を合わせたものをいう。
- 常用雇用雇用契約において雇用期間の定めがないもの、又は4か月以上の雇用期間が定められているもの（季節労働を除く。）をいう。
- 臨時・季節臨時とは、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているものをいい、季節とは、季節的な労働需要に対し、又は季節的な余暇を利用して一定の期間（4か月未満、4か月以上の別を問わない）を定めて就労するものをいう。
- パートタイム1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用されている通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短い者をいう。
 - ・ 一般のパートタイム 常用的パートタイム及び臨時的パートタイムを合わせたものをいう。
 - ・ 常用的パートタイム パートタイムのうち、雇用契約において雇用期間の定めがないか、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。
 - ・ 臨時的パートタイム パートタイムのうち、雇用契約において1か月以上4か月未満の雇用期間が定められているか、又は季節的に一定の期間を定めて就労するもの。
- 正社員パートタイムを除く常用のうち、勤め先で正社員・正職員などと呼称される正規労働者をいう。

② 求職・就職関係

- 前月から繰り越された有効求職者数 前月末日現在において、求職票の有効期限が翌月以上にまたがっている就職未決定の求職者の数をいう。
- 新規求職申込件数 期間中に新たに受け付けた求職申込みの件数をいう。
- 月間有効求職者数 「前月から繰り越された有効求職者数」と当月の「新規求職申込件数」の合計数をいう。
- 中高年齢者 45歳以上の者をいう。
- 就職件数 自安定所の有効求職者が、自安定所の紹介により就職したことを確認した件数をいう。
- 雇用保険受給者 雇用保険受給資格決定後、基本手当の支給（各種延長給付を含む）を終了するまでの者をいう。

③ 求人・充足関係

- 前月から繰り越された有効求人数 前月末日現在において、有効期限が翌月以降にまたがっている求人票の未充足の求人数をいう。
- 新規求人数 期間中に新たに受け付けた求人数（採用予定人員）をいう。
- 月間有効求人数 「前月から繰り越された有効求人数」と当月の「新規求人数」の合計数をいう。
- 充足数 自安定所の有効求人が、安定所（他安定所も含む）の紹介により求職者と結びついた件数をいう。

雇用保険関係

- 受給資格決定件数 受け付けた離職票に基づき安定所が求職者給付を受ける資格があると決定した件数をいう。
- 基本手当 求職者給付のうち最も基本的なもので、一般被保険者が失業し、法第13条の受給要件を満たしているときに支給される。
- 受給者実人員 基本手当の給付を実際に受けた受給資格者の実数をいう。

諸比率の算出方法

- 求人倍率 $= \frac{\text{月間有効（新規）求人数}}{\text{月間有効（新規）求職者数}}$
- 就職率 $= \frac{\text{就職件数}}{\text{月間有効（新規）求職者数}} \times 100$
- 充足率 $= \frac{\text{充足数}}{\text{月間有効（新規）求人数}} \times 100$
- 雇用保険受給者の就職率 $= \frac{\text{雇用保険受給者の就職件数}}{\text{雇用保険受給者実人員}} \times 100$
- 中高年齢者の就職率 $= \frac{\text{中高年齢者就職件数}}{\text{中高年齢月間有効求職者数}} \times 100$

季節調整値

雇用や労働時間などが前月と比べて増えたか減ったかをみるとき、それが例年のパターンなのか経済実態を反映した傾向なのかを見分ける必要がある。

例えば、製造業の所定外労働時間は、休みが多い1月や5月に少なく、秋口から年末にかけて多いというパターンが例年みられる。

季節調整値とは、このような例年のパターンを取除いて、本当の傾向を見やすくした指標のことである。

その他

(1) 使用している略符号は以下のとおりです。

「—」 該当数字なし

「▲」 減少

(2) 四捨五入をした平均値等による統計表は、必ずしも合計数と「計」欄の数とは一致しない。